

売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金）について

福島県新型コロナウイルス緊急対策（令和3年1月13日から2月14日まで）

（以下、「福島県緊急対策」という。）に伴う飲食店への営業時間短縮要請や県民に対する不要不急の外出自粛により影響を受け、売り上げが減少した中小事業者を支援するため、一時金を交付します。

● 交付対象者及び交付要件

（1）交付対象者

県内の中小事業者（個人事業者も含む）

（2）交付要件

次の「ア」から「ク」の要件を全て満たすこと。

ア 県内に本社又は本店がある中小事業者で、法人の場合は中小企業基本法上の「会社」に該当し、以下の（ア）又は（イ）に該当すること。

（ア）資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

（イ）資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

イ 県内の飲食店と直接または間接の取引がある、または不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けたことにより、令和3年1月または2月の売り上げが前年同月比で50%以上減少したこと。

ウ 国が実施する「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の給付を受けておらず、今後も受ける予定がないこと。

エ 令和2年の確定申告を行い受領していること。

オ 申請時において事業を継続していること。

カ 以下の（ア）又は（イ）のいずれにも該当しないこと。

（ア）福島県緊急対策における営業時間短縮要請の対象事業者

（イ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

キ 以下の（ア）から（エ）のいずれにも該当しないこと。

（ア）国、法人税法別表第1に規定する公共法人

（イ）政治団体

（ウ）宗教上の組織又は団体

（エ）指定管理者、第三セクター

ク 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。

詳しい内容については[福島県HP](#)にてご確認ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19ichizikin.html>

～お問合せ先～

福島県一時金コールセンター

電話024-521-8572（受付時間：午前9時30分～午後5時30分）